

報告要旨

多民族国家における寛容と非寛容の境界：インドネシアのポルノ法をめぐって

Boundary between Tolerance and Intolerance in a Multicultural Society: A Case Study of Indonesia's Anti-pornography Law

青山 亨

AOYAMA, Toru

東西 5,000km に 1 万 7,000 以上の島からなる広大なインドネシアは、人口 2 億 3 千 8 百万人の 87% という世界最多のムスリム人口を抱える一方で、数百もの民族集団からなる多民族国家でもあり、イスラーム教徒とキリスト教徒、ヒンドゥー教徒、仏教徒が共存する多宗教国家でもある。幾波もの人と文化の移動の結果として生まれたこのような文化的多様性を背景におくとき、17 世紀から 20 世紀中ごろまで続いた植民地支配の境界を引き継いだインドネシアという国民国家の国境は、幾重にも折り重なった境界の中の、重要ではあるが、一つであるにすぎない。

インドネシアの憲法では信仰の自由が保障されているが、1998 年まで続いた強権的なスハルト政権のもとでは、特定の宗教の主張が優勢となるような状況は慎重に回避されていた。しかし、スハルト政権崩壊に始まる民主改革運動のうねりのなかで言論表現の規制が解除されると、グローバル化にともなって多様な価値観が国境を越えて浸透するようになる一方で、これまで抑制されていたさまざまな宗教的主張が公共の場で語られるようになった。これらの異なる潮流は、寛容と非寛容の境界をめぐってしばしば論争を引き起こすようになっている。

数年間にわたる論争をへて 2008 年 10 月 30 日に成立した反ポルノ法はこのような状況を象徴するできごとである。しかし、法案の成立をイスラーム保守派の勝利とみなすことは、事態の一面的な理解にすぎない。この報告では、トランスカルチュラルかつトランスナショナルなインドネシアの状況を歴史的視点から見ることで、反ポルノ法成立の多義性を読み解くとともに、多民族国家における寛容のあるべき可能性について検討する。